

八王子市議会会議システム用タブレット端末機運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、現在の情報化社会において、効率的で迅速な議会運営、議会審議、情報の共有、議会の活性化等、市民に開かれた議会の実現と更なる議会改革を推進するため、八王子市議会議長（議長不在時は議会事務局長、以下「議長等」という。）が貸与する会議システム用タブレット端末機の適正な運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **会議** 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、市議会協議会、会派代表者会、正副委員長会議、災害対策議会本部会議、その他議長等が相当と認める会議をいう。
- (2) **アプリケーションソフトウェア** コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェアのことをいう。
- (3) **サーバ** 主として端末機の操作によって生じる各種サービス要求を処理するコンピュータのことをいう。
- (4) **会議システム** 会議用アプリケーションソフトウェア及びサーバを一体化させたシステムのことをいう。
- (5) **端末機** 会議用システムを利用するために議長等が許可した者（以下これらを「使用者」という。）に貸与されるタブレット端末機のことをいう。
- (6) **アカウント** ネットワーク、コンピュータ等にログインするための権利をいう。

(端末機の貸与)

第3条 議長等は、使用者が効率的かつ効果的に議員活動等（公務としての議員活動及び議会活動として市民に対する説明責任を果たすことができる活動をいう。以下同じ。）を行うため、端末機を無償で貸与するものとする。

- 2 前項の規定により端末機の貸与を受けた使用者は、八王子市議会会議システム用タブレット端末機受領書（様式第1号）を議長等に提出しなければならない。
- 3 使用者は、使用権限がなくなったときは、速やかに使用者固有のデータを消去し、端末機を議長等に返却しなければならない。

(端末機の管理等)

第4条 使用者は、議員活動等に必要な範囲内に限り、端末機を使用するものとする。

- 2 使用者は、端末機の使用に際し、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。
- 3 使用者は、端末機の使用に当たっては、適切なパスワード管理等の認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにしなければならない。
- 4 使用者は、端末機を紛失し、又は破損したときは、八王子市議会会議システム用タブレット端末機紛失・破損届出書（様式第2号）により、直ちに議長等に届け出なければならない。この場合において、使用者は、紛失又は破損により有償の措置が必要となったときは、修理等に要する費用の実費を負担しなければならない。
- 5 個人情報の漏えい若しくはウイルス感染があったとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに事実関係を把握するとともに、八王子市議会会議システム用タブレット端末機情報漏えい・ウイルス感染報告書（様式第3号）により直ちに議長等に報告し、電源を切ったのち、議会事務局の指示に従うこと。

（会議中における端末機の使用制限）

第5条 使用者は、会議中においては、次に掲げる目的で端末機を使用してはならない。

- (1) 電子メールの送信
- (2) ソーシャルメディアへの投稿
- (3) 議事の内容に関係のないウェブサイトの閲覧、アプリケーションソフトウェアの使用等
- (4) 通話
- (5) 会議の録音又は写真若しくは動画の撮影
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議に関係のない目的の使用

2 使用者は、会議中においては、端末機の操作音、電子音又は振動音が鳴動することがないように設定するものとする。

3 前各項の規定は、議長等が特に認める場合を除く。

（使用上の禁止事項）

第6条 使用者は、端末機を使用するときは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 端末機を改造及び交換すること。
- (2) オペレーションシステム、会議システムその他議長等が指定したアプリケーションソフトウェア等を削除すること。（議長等が特に認める場合を除く。）
- (3) 個人情報並びに議会及び市において公開されていない情報を外部に漏らすこと。
- (4) データの正確性を損ない、データ等の紛失、毀損等につながることを。
- (5) ウイルス感染のおそれのある外部端末へ端末機を接続すること。
- (6) アカウントの切り替えを行うこと。公的アカウント以外を使用すること。

- 2 使用者は、端末機にアプリケーションソフトウェア等をダウンロードするときは、議員活動等に必要な範囲内に限るものとする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、端末機の使用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけ、議員活動等に関わりのない目的で使用しないこと。
- (2) 端末機を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (3) 情報の受信及び発信を自己の責任において行うこと。
- (4) 端末機に個人情報を含む資料等を保存するときは、議員活動等を行う上で必要最小限とすること。

(違反行為に対する措置)

第8条 議長等は、前3条の規定に違反したときは、当該使用者に注意を与えるものとする。

- 2 議長等は、前項の規定による注意を再度行っても違反が改められないときは、当該使用者への端末機の貸与を取り消し、又はその使用を制限することができる。ただし、議長等は、第2条第1号で規定する会議に使用する場合に限り、当該使用者に対し、返却された端末機を一時的に貸与することができる。
- 3 議長等は、前項の規定により端末機の貸与を取り消し、又はその使用を制限することにより、会議の運営、事務連絡その他の議会運営に支障が生ずると認めるときは、当該使用者に対し、議会の規律を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第9条 使用者は、市の情報及び会議システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

- 2 端末機を使用するときはパスワードを設定し、パスワードの管理を適正に行わなければならない。

(事務連絡)

第10条 端末機を用いた議員及び議会事務局の間の各種通知、連絡等は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、文書によることが必要であると議長が認める場合にあっては、この限りでない。

- (1) 電子メール又はSNS等の送信
- (2) 通知文書等がある場合には、当該通知文書等に係る電磁的記録の会議用システ

ムへの登録

(その他)

第11条 端末機、会議用システムの使用等に諸問題が生じた場合は、議会運営委員会等で協議するものとする。

(準用)

第12条 端末機に不具合が生じた場合で、議会の会議において、会議の出席者が、パーソナルコンピュータなどの情報機器を使用するときは、あらかじめ議長等の許可を得たうえで使用するものとし、使用に関しては、第5条及び第6条を準用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長等が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年8月19日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

八王子市議会議長 殿

端末機使用者 _____

八王子市議会会議システム用タブレット端末機受領書

八王子市議会会議システム用タブレット端末機運用規程に定める遵守事項、禁止事項等の内容を了承した上で、下記のとおり端末機の貸与を受けましたので届け出ます。

記

- 1 端末機の管理番号
- 2 端末機のシリアルナンバー
- 3 端末機の I D
- 4 端末機を受領日 年 月 日

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

八王子市議会議長 殿

端末機使用者 _____

八王子市議会会議システム用タブレット端末機紛失・破損届出書

下記のとおり，端末機を（ 紛失 ・ 破損 ）しましたので、八王子市議会会議システム用タブレット端末機運用規程第4条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 端末機の管理番号
- 2 端末機のシリアルナンバー
- 3 端末機の紛失・破損日 年 月 日
- 4 端末機を紛失・破損した理由

年 月 日

八王子市議会議長 殿

端末機使用者 _____

八王子市議会会議システム用タブレット端末機
情報漏えい・ウイルス感染報告書

下記のとおり、端末機により個人情報の漏えい若しくはウイルス感染が発生し、又はそのおそれがあるため、八王子市議会会議システム用タブレット端末機運用規程第4条第5号の規定により報告します。

記

- 1 端末機の管理番号
- 2 端末機のシリアルナンバー
- 3 個人情報の漏えい若しくはウイルス感染の発生又はそのおそれの内容
- 4 報告の時点までに講じた措置及び今後講じる予定の措置